

総合教育政策局

総合教育政策局は、

- I. 学校教育・社会教育を通じた総合的かつ客観的根拠に基づく教育政策の推進
- II. 生涯にわたる学び、地域における学び、ともに生きる学びの政策の総合的推進

を主なミッションとして、平成30年10月に発足した局です。

特に、

- 1 総合的かつ客観的根拠に基づく教育改革政策の推進
- 2 教師の資質能力向上等
- 3 グローバル化への対応
- 4 生涯にわたる学びの推進
- 5 地域における学習の推進
- 6 とともに生きる学びの推進

等の政策課題に取り組んでいます。

以下に令和7年度の重要施策等について紹介します。

1

総合的かつ客観的根拠に基づく教育改革政策の推進

(1) 教育 DX の推進

Society5.0 時代の到来や AI 技術の発展など、社会の在り方が劇的に変わる中、政府全体で DX(デジタル・トランスフォーメーション)に向けた各種取組が推進されており、教育においても、教育の質を高める観点から、「教育 DX」を推進していくことが重要です。

教育 DX の推進においては、共通の「ルール」と「ツール」の整備が不可欠です。共通の「ルール」について、教育データを有効に活用していくためには、データの意

味や定義を揃える必要があるため、文部科学省において、文部科学省「教育データ標準」を策定・公表しています。令和6年度には、これまで順次策定してきた教育データ標準に、高等学校指導要録の参考様式における項目、高等学校の教科・科目コード等を追加した「教育データ標準 5.0」を公表しました。令和7年度も、教育データの標準化を引き続き進めていきます。

「ツール」については、文部科学省において、児童生徒が学校や家庭において、国や地方自治体等の公的機関等が作成した問題を活用し、学習やアセスメントができる CBT(Computer Based Testing) システムである MEXCBT(メクビット)を開発・運用しています。令和6年11月現在、全国の公立小学校の90%超、公立中学校のほぼ全て、約890万アカウントが登録しており、(2)で後述する全国学力・学習状況調査の CBT 化や、地方自治体独自の学力調査、日々の学習など、様々な用途での活用が広がっています。令和7年度も更なる利便性向上や機能改善等を行い、児童生徒の学びの基盤的ツールとしての活用を引き続き進めていきます。

また、教育委員会や学校等がクラウド上で調査に回答できる「文部科学省 WEB 調査システム(EduSurvey(エデュサーベイ))」の開発・運用も行っています。調査結果の自動集約により、教育委員会等の調査負担の一層の軽減や効率的な調査実施が期待されます。令和6年度は150以上の調査を EduSurvey で実施し、令和7年度も着実に活用していく予定です。

以上のような共通の「ルール」や「ツール」を基盤とし、全ての児童一人一人の力を最大限引き出すための教育データの利活用を推進しています。令和6年度は、地方自治体における教育データ分析・活用手法についての実証研究やデータ分析(ダッシュボード)のテンプレート共有の仕組みの構築等を行ったほか、教育データ利活用に当たり安全・安心を確保するため教育委員会・学校が参考にできる「教育データの利活用に係る留意事項」の改訂や研修資料の公表等を行いました。

また、令和7年2月には、「教育データの利活用に関す

る有識者会議」において、「効果的な教育データ利活用に向けた推進方策について（令和6年度議論のまとめ）」をとりまとめました。令和7年度は、本まとめも踏まえつつ、全国の教育委員会・学校における教育データの効果的な利活用の実現に向けて、引き続き必要な取組を進めていきます。

(2) 全国学力・学習状況調査

全国学力・学習状況調査は、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、

- ①全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る
- ②学校における児童生徒への学習指導の充実や学習状況の改善等に役立てる
- ③そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する

ことを目的として、平成19年度から実施しています。

令和7年度は、小学校6年生と中学校3年生の全児童生徒を対象に、国語、算数・数学、理科を実施します。国語、数学及び小学校理科は、令和7年4月17日（木）に実施しますが、中学校理科においてはCBTを導入して、4月14日（月）～17日（木）の間で分散して実施します。さらに、CBTで実施する中学校理科及び児童生徒質問調査を後日実施とする場合に、学校外での実施も可能としています。各教育委員会及び学校におかれましては、実施に向けた準備に御協力いただき、ありがとうございました。

CBTの導入に伴い、採点工程の一部に自動採点を活用するとともに、新たにIRT(Item Response Theory: 項目反応理論)を活用した分析を行っていきます。さらに、CBT-IRTの導入を機とした調査結果の取扱いの改善について、令和6年12月に「全国的な学力調査に関する専門家会議」の下に設置したWGにおいて検討しており、3月には児童生徒の学習の成果や課題が分かるような公表や、平均正答率のみならず、多面的に解釈できる示し方に改善する方向性の素案が示されました。

新しい方式での結果提供・公表については、関係団体への意見照会も踏まえながら調整を進め、今春実施予定の令和7年度調査から新しい公表方法に移行する予定です。

本調査は、令和8年度に中学校英語をCBTで実施し、令和9年度からは小学校・中学校ともにCBTに全面移行する予定です。CBTの導入により一層効果的・効率的に本調査を実施できるよう、準備を進めていきます。

(3) EBPMの推進

「経済財政運営と改革の基本方針2024」（骨太の方針2024）等に基づき、政府全体としてEBPM（証拠に基づく政策立案：Evidence-based Policymaking）の推進が求められています。文部科学省においては、大規模なパネル調査に基づいた、学校満足・意欲、進路、ウェルビーイング・非認知能力についての分析など、政策立案に資するエビデンスの開発に取り組んでいます。地方自治体を対象に文部科学省は調査を行っていますが（2020年度、2022年度、2024年度）、具体的な指標設定や調査結果の分析・施策の見直し等、地方自治体においてEBPMが着実に実施されていることがわかりました。

また、国立教育政策研究所では国や自治体の政策・実践に役立つ教育分野の調査データや研究成果・取組事例を共有するプラットフォームの機能を強化するなど、データの利活用を推進する環境の構築といったEBPM推進策に取り組んでいます。

文部科学省においては、引き続き、各地方公共団体における教育政策の立案や学校における取組の改善・充実等が、客観的な証拠に基づいて実施されるよう、取組を推進していきます。

(4) 教育費の負担軽減

家庭の経済事情に関わらず、子供たちの誰もが希望する質の高い教育を受けられることは、大変重要です。また、我が国においては、教育費の負担が少子化の要

困の一つとなっており、少子化対策の観点からも、教育費の負担軽減を進めることが不可欠です。

このため、消費税財源を活用して、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化、令和2年4月から大学等について、低所得世帯の学生等を対象に給付型奨学金と授業料等減免をセットで実施する高等教育の修学支援新制度を開始しました。

高等学校段階においては、自由民主党、公明党、日本維新の会の3党の合意において、いわゆる高校の授業料の無償化について、様々な論点について十分な検討を行い、恒久財源を確保したうえで、令和8年度から、収入要件を撤廃し、私立加算額を45.7万円に引き上げるとともに、低所得層への高校生等奨学給付金を拡充することとして、引き続き3党による協議が進められています。

令和7年度予算においては、その先行措置として、高等学校等就学支援金の基準額に相当する金額（上限11.88万円）について、国公立を問わず所得制限を事実上撤廃するための「高校生等臨時支援」を単年度限りの事業として創設するとともに、高校生等奨学給付金の給付額を増額することとしています。

また、子供たちの学びの機会が奪われることがないよう、各学校段階の特性を踏まえつつ、授業料等を納付することが困難な者への配慮を要請していることに加え、高等学校等就学支援金制度や高等教育の修学支援新制度においては、家計が急変した世帯の学生等について、随時申込みを受け付け、授業料等の支援・減免等を行っています。

さらに、大学等の高等教育段階については、令和6年度から、給付型奨学金等の多子世帯及び私立理工農系の中間層への拡大等を行うとともに、令和7年度からは、子供3人以上を扶養する間、国が定める一定額まで、所得制限なく大学等の授業料・入学金を無償とすることとしています。

なお、これらの各種修学支援制度について、特に、非課税世帯や、就学援助制度や高校生等奨学給付金制

度の受給対象者など、経済的な支援を必要とする者に対して、生徒等の心情や生徒等及び保護者のプライバシーにも配慮しながら、義務教育段階から丁寧な周知を行うこと等を各教育委員会・各学校等をお願いしているところです（「高等学校等就学支援金制度等及び高等教育の修学支援新制度の周知について（通知）」（令和6年7月10日付））。

文部科学省としては、教育費の負担軽減を着実に進めるため、関係省庁と連携し、これらの制度の円滑な実施にしっかりと取り組んでまいります。

（参考：各学校段階の修学支援制度について）



高校生等向け



大学生等向け

2 教師の資質能力の向上等

「令和の日本型学校教育」の実現という目標の下、教師及び教職員集団には、新たな学びを展開できる実践的指導力を発揮することをはじめ、高度化・複雑化する教育課題に的確に対応していくことが期待されています。

少子化やAI等の技術革新が進む中での、子供一人一人の能力を最大化する教育の重要性や、教師に求められる役割の転換を踏まえれば、教師にはより一層、質の高い人材を育成・確保していく必要があり、文部科学省では教師の養成・採用・研修を通じて、教師の資質能力の向上等に取り組んでいます。

（1）教師不足への対応について

教師不足は依然として厳しい状況であり、学校における働き方改革や処遇改善、学校の指導・運営体制の充実、教師の育成支援を一体的に進めていくことが必要です。

現下の教師不足の解消に向け、産育休を取得する教師の代替者について、給与費の国庫負担の対象を臨時講師に限定せず、正規教員である場合にも対象とする制度改正を行い、計画的な人員配置を促進しています。

各教育委員会等におかれては、引き続き、制度改正等も踏まえ計画的な新規採用に取り組むとともに、現職以外の教員免許保有者向けの研修を実施するなど、教師人材の確保を強化する取組を進めていただくようお願いいたします。

(2) 教員採用選考の改善

各業種で採用が多様化している中、教員採用においても意欲ある教師志願者を確保するため、教員採用選考試験の早期化は必要な取組であり、令和8年度採用選考の第一次選考の日程について、5月11日を目安にできるだけの前倒しを要請したところです。また、秋・冬選考の追加実施などの複数回実施や、特別免許状の授与を前提とした民間企業等経験や博士号の取得等を加味した特別な選考等、地域の実情に応じた採用選考の改善を積極的に検討・対応するようお願いします。加えて、第一次選考の共同実施については、各教育委員会の負担の軽減により、第二次選考でのより丁寧で人物重視の選考作業に注力できるようにする等の観点から有用と考えており、各教育委員会の協力もいただきながら具体的検討を進めてまいります。

(3) 質の高い教師養成

子供たちへの質の高い教育を担う教師に、志ある優れた人材を得るためには、養成は大学、採用・研修は教育委員会というこれまでの垣根を越えた連携強化が重要です。そのため、高校生に対する特別プログラムの導入、大学入学者選抜における「地域教員希望枠」の導入、当該学生への地域課題に対応したコース・カリキュラムによる教育など、大学入学前から教員採用に至るまで一貫して、地域や現場ニーズに対応した質の高い教師を大学と教育委員会の連携・協働のもと、継続的・安

定的に養成・確保する取組への支援を行う事業を令和7年度予算として前年度に続き計上したところです。

また、教職大学院等を修了し、正規の教師として採用される者を対象に実施する奨学金の返還支援等もあわせ、質の高い教師養成に向け取り組んでまいります。

(4) 新たな教師の学びの姿の実現に向けた教員研修の高度化について

教科横断的、探究的な学習の推進など、子供の新たな学びの実現のために、学校内外の人的・物的資源を活用し、実社会の課題と学校での学びを結びつける学習環境の整備や、教育課題の多様化・複雑化に対する組織的課題への対応力の向上に向け、校長等の学校管理職のマネジメント能力が重要です。そのため、令和7年度予算として、各学校の校長と中堅教員等を対象に、総合的なマネジメント力の強化を図るための探究型の研修プログラムを開発する事業を計上しております。

また、各教師の研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励を行うため、全国教員研修プラットフォーム（通称：Plant（プラント））を構築し、令和6年度から稼働を開始しています。教育を取り巻く喫緊課題等に対応した研修等、約2,700件のオンデマンド研修コンテンツが登録されていますので、こちらもぜひご活用ください。教員の研修高度化に向けた取組を引き続き行ってまいります。

(5) 多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成に向けて

令和6年12月、文部科学大臣から中央教育審議会に対し、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策について諮問がなされました。

社会の変化や学習指導要領の改訂等も見据えた教職課程の在り方、教師の質を維持・向上させるための採用・研修の在り方、多様な専門性や背景を有する社会人等が教職へ参入しやすくなるような制度の在り方を中心に、教師人材の質の向上と入職経路の拡幅を推進す

るための方策について、検討が始まっています。

上記の取組に加え、こうした議論の状況も踏まえながら、引き続き、質の高い教師の育成・確保等に取り組んでまいります。

3 グローバル化への対応

グローバル化が加速する社会において持続的な成長・発展を目指すためには、それに対応した教育環境の整備・人材育成の推進が必要不可欠です。

これを踏まえ、文部科学省においては、高校生留学の促進、在外教育施設における教育の充実、外国人児童生徒等への支援、外国人等に対する日本語教育施策の推進等に取り組んでいます。

(1) 高校生留学の促進

グローバルな視野をもって活躍するための資質・能力の育成が求められる中、文部科学省においてはグローバル人材育成について産学官の有識者により議論いただく「Global×Innovation 人材育成フォーラム」を開催しています。令和6年10月には「中間まとめ」として、若者の多様な成長を支える留学機会の提供、経済的支援、体制・環境整備、留学の機運醸成についての提言がなされました。また、2033年までに日本人高校生の海外留学生数を12万人、日本への高校への外国人留学生数を2万人とする政府目標を定めています。このため、文部科学省では令和7年度においても、各種取組を行ってまいります。

具体的には、地方公共団体、学校等が主催する海外派遣プログラムへの参加に対し、都道府県を通じて留学費用の一部を支援する事業を実施し、令和7年度は高校生だけでなく中学生も加え、1,700人を対象とする予定です。併せて、日本語を学ぶ外国人高校生を日本の高校に招聘して国際交流を深め、日本を深く理解しても

らうと同時に、日本人高校生が異なる文化・価値を乗り越えて関係を構築するためのコミュニケーション能力等を身に付ける機会を創出する予定です。また、都道府県が主催する留学啓発活動、研修の実施や姉妹校提携を促進するとともに、初等中等教育段階からのオンラインの国際交流を推進するために必要な経費を支援することとしています。

さらに、これら国費による支援に加え、官民協働海外留学支援制度「トビタテ!留学 JAPAN 日本代表プログラム」において、令和5年度からの5年間で4,000人以上の高校生を派遣します。地域の産学官が共創し、地域の高校生等への留学機会提供と留学機運醸成に取り組む「拠点形成支援事業」をはじめ、高校生の留学をより強化しています。

(2) 在外教育施設における教育の充実

我が国の経済の国際化の進展に伴い多くの日本人が子供を海外に同伴しており、令和6年4月現在、日本人学校に約1.6万人、補習授業校に約2.0万人の子供が通学しています。在外教育施設の機能強化が必要となるなか、令和4年6月には「在外教育施設における教育の振興に関する法律」が公布・施行されました。本法律では、在外教育施設における国内同等の教育環境の整備や特色ある教育の充実等が図られるよう、在外教育施設における教育の振興に関する施策を総合的かつ効果的に推進することとされており、令和5年4月には本法律に基づく基本方針を定めました。基本方針においては、在外教育施設における教育の振興の基本的な方向に関する事項として掲げられた、在留邦人の子の学びの保障、国内同等の学びの環境整備、在外教育施設ならではの教育の充実に向けた施策をお示ししています。本法律では、在外教育施設における国内同等の教育環境の整備や特色ある教育の充実等が図られるよう、在外教育施設における教育の振興に関する施策を総合的かつ効果的に推進することとされています。

文部科学省では、日本人学校や補習授業校の教育の

充実・向上を図るため、日本国内の義務教育諸学校の教師を派遣するとともに、退職教師をシニア派遣教師として、正規に採用される前の若手教師をプレ派遣教師として派遣しています。在外教育施設への派遣経験は、多文化・多言語環境における指導能力やカリキュラム・マネジメント能力など、教師の資質・能力の向上にも繋がるものです。(URL: https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/mext_01929.html) (令和8年度及び9年度に新たに日本人学校等に派遣する教師の募集を、令和7年4月頃に行う予定です。)

さらに、教育環境の整備については、義務教育教科書の無償給与、教材の整備、通信教育の実施などを行っています。また、令和5年度及び6年度補正予算において、日本人学校及び私立在外教育施設における1人1台端末の整備及びICT支援員の配置に必要な経費が措置され、ほとんどの日本人学校で1人1台端末の整備が完了しました。

また、「選ばれる在外教育施設」づくりに向け、優れた教育プログラムへの重点的な支援により特色ある研究開発による教育の高度化を図るとともに、教育・運営に係る指導・助言を行う「在外教育アドバイザー」の活用を促すほか、令和7年度には特色ある教育活動への支援に係る実証事業において、在外教育施設におけるICT活用調査研究及び在外教育施設の特色ある教育活動を支援するための実証研究を実施するなど、在外教育施設ならではの教育の充実に取り組んでまいります。

(3) 外国人児童生徒等への支援

在留する外国人の増加に伴い、外国人児童生徒の増加も見込まれる中、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」(令和2年6月23日閣議決定)に基づき、外国人の子供の就学促進等について地方公共団体が講ずべき事項を取りまとめた「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」を策定し、同年7月に通知しました。

外国人児童生徒や、保護者の国際結婚などによって日

本国籍であっても日本語指導を必要とする児童生徒の増加等により、公立学校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒は7万人に迫り、その数は増加傾向にあります。

文部科学省では、外国人の子供の就学を促進するため、就学状況等に関する調査や、学校外における日本語指導・教科指導等の取組を行う地方公共団体への支援を引き続き実施します。

学校における指導体制の整備充実のため、令和8年度までに日本語指導が必要な児童生徒18人に対して1人の教員が基礎定数として措置されるよう、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の規定に基づいた着実な改善を図るとともに、公立学校における帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな指導・支援体制を整備する地方公共団体への補助事業において、日本語指導補助者や母語支援員の派遣、多言語翻訳システム等ICTを活用した取組、外国人高校生等に対して日本語指導や進路指導等、包括的な支援を拡充します。

加えて、外国人児童生徒等の指導を担う教師が、必要な知識を得られるような研修用動画コンテンツと、来日・帰国したばかりの外国人児童生徒等や保護者が日本での学校生活等について理解を深められるような多言語による動画コンテンツ(15言語に対応)を作成・公開しています。これらコンテンツについては、文部科学省ホームページから御覧いただけます。

(URL: https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003_00004.htm)

さらに、高等学校における日本語指導の体制づくりの手引や日本語指導・学習支援のためのガイドラインを作成し、特別の教育課程による日本語指導をはじめとした高等学校における日本語指導体制の充実を進めています。今後は、外国人生徒のキャリア支援等に関する調査研究を進めます。

その他、日本語能力評価方法の改善のための調査研究と散在地域における児童生徒の日本語能力把握のためのネットワーク構築の研究事業における成果について

周知・普及を図るほか、教育委員会へのアドバイスや教員研修の充実のため、「外国人児童生徒等教育アドバイザー」の派遣、日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等の実態調査を実施します。また、外国人児童生徒等教育支援のための情報検索サイト「かすたねっと」についても、多様な教材・資料の充実を図ってまいりますので、こちらも是非御活用ください。

(URL : <https://casta-net.mext.go.jp/>)



(4) 外国人等に対する日本語教育施策の推進

日本語教育の推進は、我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境整備に資するとともに、我が国に対する各国・地域の理解と関心を深める上で重要です。日本語教育の推進に関する法律に基づき、令和2年6月に閣議決定された「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」も踏まえ、様々な取組を行っています。

令和6年4月から「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」(令和5年法律第41号)(日本語教育機関認定法)が施行され、一定の要件を満たす日本語教育機関を「認定日本語教育機関」として認定する制度と、認定日本語教育機関で日本語を指導するための「登録日本語教員」の資格制度が創設されました。また、本制度の運用をはじめ日本語教育の推進のために必要な体制整備のため、それまで文化庁国語課が所管してきた日本語教育に係る事務を文部科学省総合教育政策局に移管し、新たに日本語教育課を設置しました。

令和6年度には、日本語教育機関認定法に基づき、1回目の日本語教育機関の認定、登録実践研修機関及び

登録日本語教員養成機関の登録を行うとともに、第1回日本語教員試験を実施し、登録日本語教員の登録を行いました。

登録日本語教員は、日本語教育を行うために必要な知識及び技能を有しており、かつ、実践研修によって必要な実践的な技術を習得している者として、認定日本語教育機関以外の様々な場での活躍が期待されています。

今後、小中学校、高等学校等での外国人等の児童生徒への日本語指導について、登録日本語教員の積極的な活用をご検討いただきますようお願いいたします。

また、多言語による認定日本語教育機関の情報発信をはじめ、日本語教育機関認定制度等に係る情報を、日本語学習者や日本語教育関係者等に対して一元的に発信するポータルサイトとして、「日本語教育機関認定法ポータル」を令和6年度から公開しており、掲載情報や機能等を順次拡大していきます。令和7年以降も引き続き、日本語教育機関認定制度を着実に実施してまいります。

(URL : <https://www.nihongokyouiku.mext.go.jp/top>)



また、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかにし、外国人等が適切な日本語教育を継続的に受けられるようにするため、日本語教育に関わる全ての者が参照できる日本語学習、教授、評価のための枠組みである「日本語教育の参照枠」(報告)を令和3年10月に文化審議会国語分科会で取りまとめるとともに、「日本語教育の参照枠」活用の手引の取りまとめを行いました。令和4年9月には「日本語教育の参照枠」の指標に基づく日本語能力の自己評価ツールである「にほんご チェック!」を公開し、「日本語教育

の参照枠」を活用した生活・留学・就労などの分野別の教育モデルの開発なども令和4年度から進めています。さらに、地方公共団体等において地域日本語教育の在り方を検討する際の「よりどころ」として活用できるよう、今後、期待される方向性や、その方向性に沿った事例などを集めた「地域における日本語教育の在り方について」（報告）を令和4年11月に文化審議会国語分科会で取りまとめました。

日本で生活する外国人の日本語教育環境を整備するため、地域の実情に応じた日本語教育の実施等を支援する「生活者としての外国人」のための特定のニーズに対応した日本語教育事業を実施するとともに、地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業を実施し、都道府県や政令指定都市が関係機関等と有機的に連携し、日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくりを支援しています。

また、日本語教室が設置されていない地方公共団体にアドバイザーを派遣し、日本語教室の開設を支援するほか、日本語教室の設置が難しい地域に住む外国人等に対して日本語学習サイト「つながるひろがる にほんごでの暮らし」（通称：つなひろ）（令和2年6月公開）の提供などを行う「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業」を実施し地域の日本語教育を推進しています。

（「つながるひろがる にほんごでの暮らし」ウェブサイト
URL：<https://tsunagarujp.mext.go.jp>）



このほか「現職日本語教師研修プログラム普及事業」を実施し、日本語教育に携わる人材の資質・能力の向上を図るとともに、多様な活動分野における日本語教育人材の育成と研修の担い手の育成を推進しています。

このほか、広く日本語教育に関わる方を対象に、日本語教育に関する国の施策や様々な取組の現状について理解の促進を図るための文部科学省日本語教育大会の開催、日本語教育関係機関が作成・開発し、公表している日本語教育に関する各種コンテンツ（教材、カリキュラム、報告書等）に関する情報を横断的に検索できるシステム「日本語教育コンテンツ共有システム（NEWS）」の運用、難民等に対する日本語教育、日本語教育に関する調査・調査研究等の取組を行っています。



（地域の日本語教室の例）

4 生涯にわたる学びの推進

（1）生涯にわたる多様な学習機会の提供

「生涯学習」とは、一般には人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育や家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、ボランティア活動、企業内研修、趣味など様々な場や機会において行う学習の意味で用いられます。

文部科学省は、「教育基本法」の精神にのっとり、国民一人ひとりが自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会にあらゆる場所において学習することができ、その成果を

適切に生かすことのできる社会の実現を目指して、生涯学習の振興に取り組んでいます。以下では、生涯学習の機会の整備に関する具体的な取組について紹介します。

放送大学では、BS デジタル放送やインターネット等を活用して、大学教育の機会を幅広く国民に提供しています。放送大学の学生は職業・年齢・地域を問わず多様であり、現在約8万人が学んでいます。放送大学では、社会人の方々がキャリアアップや専門性を高めるために、教育職員検定により取得する教員免許状など、各種資格に対応する科目を開講しているほか、中堅教員向けのリ・スキリングに資する講座などを実施しています。さらに、全国に学習センター等を設置して学生の学習を支援するとともに、地域の生涯学習の振興にも寄与しており、我が国の生涯学習・リカレント教育の中核的機関として大きな役割を担っています。

また、学校又は一般社団法人若しくは一般財団法人の行う通信教育のうち社会教育上奨励すべきものを文部科学大臣が認定し、その普及・奨励を図っています。令和7年3月末現在、文部科学省認定社会通信教育は24 団体 105 課程であり、令和5年の延べ受講者数は約5万人となっています。

民間教育事業者や教育分野で活動を行う NPO 法人などの民間団体は、国民の多様な学習活動を支える上で大きな役割を果たしており、ますます重要なものになっています。

このほか、文部科学省では、高等学校を卒業していない者などに対して高等学校卒業者と同程度以上の学力があることを認定する高等学校卒業程度認定試験を実施しています。この試験の合格者には、大学等の入学資格が付与されるとともに、就職などの機会においても学力を証明する手段として活用されています。令和6年度における受験者数は1万 5,585 人、合格者数は7,748 人となっています。出願者のうち約半数を高等学校中途退学者が占めており、出願者の約半数は大学等への進学を目的としています。また、令和3年度からは、高等学校中退者等を対象に学習相談や学習支援を

行う地方公共団体への補助事業を実施しています。

加えて、第12 期中央教育審議会生涯学習分科会においては、リカレント教育の推進に関して中心的に議論を行ったほか、分科会の下に社会教育の在り方に関する特別部会、日本語教育部会を設け、社会教育人材を中核とした社会教育の推進方策や我が国における外国人に対する日本語教育の推進などについて専門的な議論をおこなってきたところであり、引き続きウェルビーイングの実現に向けた生涯学習・社会教育の推進に資する議論を進めてまいります。

(2) リカレント教育の推進

社会の変化が激しくなる今後の時代においては、学校を卒業し、社会人となった後も、大学等で更に学びを重ね、新たな知識や技能、教養を身に付けることが必要です。令和6年6月に取りまとめられた「経済財政運営と改革の基本方針 2024」（骨太の方針 2024）や「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 年改訂版」では、リ・スキリングを拡充することが求められています。

こうした動きも踏まえ、文部科学省では、大学・専修学校等における実践的なプログラムの開発・拡充や社会人が学びやすい環境の充実に努めています。

具体的には、産業界・個人・教育機関の成長を好循環させるリカレント教育によるエコシステムの創出に向け、大学等が地域や産業界と連携・協働し、経営者を含む地域や産業界の人材育成ニーズを踏まえたリカレント教育プログラムの開発・提供及び持続的にプログラムを提供するための産学官連携プラットフォームや産学協働体制の構築を支援します。また、専修学校の教育分野8分野における企業や各業界と連携したプログラムの開発・提供、放送大学における数理・データサイエンス・AI 関連分野の講座の体系化及び個別最適な学びの推進、大学等における創造的な発想をビジネス等につなぐ教育プログラムの開発、大学や専修学校等における企業等との連携による実践的・専門的な短期プログラムの

文部科学大臣の認定（職業実践力育成プログラム（BP）、キャリア形成促進プログラム）等の取組を推進するとともに、女性の学びとキャリア形成等を一体的に行う仕組み作り、リカレント教育の講座情報等を提供するポータルサイト「マナパス」の整備を進めています。これらの施策を推進することで、リカレント教育の抜本的拡充に取り組んでいます。

（3）専修学校教育の振興

専修学校は、柔軟で弾力的な制度の特色を生かして、社会の変化に即応した実践的な職業教育を行う中核的機関として、産業界を支える職業人の養成に大きな役割を果たしてきました。

中でも専門課程（専門学校）は、高等教育機関の重要な一翼を担うとともに、多様なキャリア形成を担う職業教育機関としても高く評価されており、令和2年度からの高等教育の修学支援新制度の対象にもなっています。また、高等課程（高等専修学校）においては、高等学校と並ぶもう一つの後期中等教育機関として、幅広い職業教育や個に応じた手厚い教育が実施されています。

昨今、リ・スキリングやリカレント教育といった職業教育の重要性が高まる中で、専門学校に求められる役割もより一層大きくなっています。こうした中で、専門学校の教育の質の保証を図り、高等教育段階の職業教育機関としての位置づけを明確化すべく、令和6年6月7日に「学校教育法の一部を改正する法律案」が全会一致で可決し、成立しました。

本法律案では、専門学校において、より専門的、実践的な教育等を受けることができるよう、専門学校に専攻科を設置できるようにするとともに、入学資格の見直し等により専門学校の高等教育段階の職業教育機関としての位置づけの明確化を図ることとしています。さらに、「専門士」の称号に係る法律上の規定の創設による専門学校卒業者の社会的評価の向上や、大学と同等の項目での自己点検評価の義務付け及び外部評価の実施の努力義務化による専門学校の教育の質の保証を図ること

としています。

社会の高度化・複雑化が進み、実践的に活躍する専門職業人を養成する専修学校の役割がますます重要になっていく中、文部科学省では、専修学校における地域の中核的人材養成に向けた産学官連携の取組等に対する支援や、「職業実践専門課程」を中心とした専修学校教育の質の保証・向上の推進など様々な振興策に取り組んでいます。

5 地域における学習の推進

人口減少・少子化の深刻化、地域コミュニティ・交流の希薄化、DX、グローバル化の進展等により、将来の予測が困難な時代となっている現代においては、学校・社会が抱える複雑化・困難化した課題の解決や、人生100年時代における共生社会や「こどもまんなか」社会の実現に向け、社会教育においても必要な対応が求められています。

第4期教育振興基本計画では、社会教育による「学び」を通じて人々の「つながり」や「かかわり」を作り出し、協力し合える土壌を耕しておくことが求められるとされ、持続的な地域コミュニティの基盤を形成するうえで社会教育の役割はより一層重要になっています。

令和6年7月にとりまとめられた第12期中央教育審議会生涯学習分科会の「議論の整理」では、生涯学習分科会社会教育人材部会において同年6月にとりまとめられた「社会教育人材の養成及び活躍推進の在り方について（最終まとめ）」も踏まえ、社会教育の連携分野や担い手が多様化し裾野が拡大する中、地域コミュニティの基盤を支えるために社会教育人材は重要な役割を担っていると、その質的向上・量的拡大に向けた養成及び活躍促進の在り方について今後の施策の方向性が示されました。

これらの議論を土台とし、令和6年6月には中央教育審議会において、当時の盛山文部科学大臣より「地域

コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について」諮問が行われました。これを受け、生涯学習分科会の下に「社会教育の在り方に関する特別部会」を設置し、社会教育の新たな在り方を見つめ直し、社会教育が果たすべき役割、担い手である人材、その活動、国・地方公共団体における推進方策等について、審議を行っているところです。これらの動向も含め、文部科学省としては、以下のように地域における学びの推進に努めています。

(1) 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進

① 公民館等の社会教育施設の機能強化

各地域における学習ニーズが複雑化・多様化する中で、公民館等の社会教育施設においても、官民連携手法を導入した効率的・効果的な整備・運営や、デジタルを活用した効果的な教育活動等を通して、地域の教育力の向上を図ることが重要です。

このため、文部科学省としては、公民館等の社会教育施設の整備・運営に民間のノウハウや資金を活用し、施設の機能強化や効率的な運営を図るための官民連携手法（PPP/PFI）の導入支援やデジタル環境の整備及びその効果的な活用を促進するための支援を実施してまいります。

② 社会教育人材の養成及び活躍機会の在り方について

生涯学習分科会社会教育人材部会の最終まとめでは、社会教育主事の配置率低下と社会教育士の称号付与数の増加を踏まえ、社会教育主事講習の定員拡大やオンライン・オンデマンドを含め多様な受講形態による講習の提供などの社会教育主事の配置促進に向けた方策や、社会教育士の有用性の周知、活躍場所の拡大等、社会教育人材の養成や活躍促進に係る具体的な改善方策などが示されました。これを受け、文部科学省では、引き続き、社会教育主事講習を受講しやすい環境整備や受講定員の拡大に取り組むとともに、社会教育士の継続的な学習機会を確保するため、令和6年度から新たに開始

した「社会教育士フォローアップ研修」の委託先を拡大し（令和6年：2箇所→令和7年：7箇所予定）、社会教育人材のネットワーク化及び資質向上・活躍促進に向けた取組を推進していきます。

(2) 学校、家庭、地域の連携・協働

① コミュニティ・スクールと

地域学校協働活動の一体的推進

コミュニティ・スクール（地教行法に基づく学校運営協議会制度）は、社会教育法に基づく地域学校協働活動と一体的に取り組むことにより、社会に開かれた教育課程の実現、学校における働き方改革や不登校対策、地域防災の推進など、学校や地域を取り巻く課題解決のプラットフォームとなり得るものであり、今後の学校運営に欠かすことのできない仕組みです。そして第4期教育振興基本計画では、「全ての公立学校に地域と連携・協働する体制を構築するため、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を一層推進する」こととしています。

コミュニティ・スクールの導入校数・導入率は近年飛躍的に伸びており、令和6年5月現在、全国の公立学校のうち2万153校（58.7%）に導入されています。令和6年に迎えたコミュニティ・スクール制度化20周年の節目を機に、更なる導入の加速とともに、地域学校協働活動との一体的な取組をはじめ導入後の取組の質的向上を図るため、

- ・全国フォーラム（地域とともにある学校づくり推進フォーラム）や教育委員会担当者向け説明会・協議会等の開催
- ・豊富な知見を有するCSマイスターの教育委員会等への派遣
- ・コミュニティ・スクールと多様な地域関係者とをつなぐ地域学校協働活動推進員等の配置促進等の取組を充実・強化してまいります。

② 家庭教育支援の推進

家庭教育支援については、保護者が安心して家庭教

育を行うことができるよう、支援が届きにくい家庭に支援を届けるアウトリーチ型支援を含め、地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チーム等による保護者に対する学習機会や情報の提供、相談対応等、地域の実情に応じた家庭教育支援の取組を推進していきます。

③ PTA 活動の充実について

令和6年12月25日、内閣府公益認定等委員会から（公社）日本 PTA 全国協議会へ勧告が行われました。勧告内容としては、主に日本 PTA 全国協議会の内部ガバナンス等に関するものであり、各地域の PTA に直接関係するものではございません。

文部科学省としては、子供たちの健やかな育成を支えるため、学校・家庭・地域の連携を強化する上で PTA 活動はとても重要であると考えており、優良事例の表彰や周知を実施するなど、今後とも引き続き PTA 活動を通じた社会教育・家庭教育の充実を図ってまいります。

一方、本件については、内閣府と連携しつつ、求めに応じて日本 PTA 全国協議会への指導・助言を行ってまいります。

(3) 読書・体験活動の推進

① 読書活動の推進

読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、人生を深く生きる力を身に付ける上で欠かせないものです。文部科学省は「子どもの読書活動の推進に関する法律」及び「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を踏まえ、広く読書活動に対する国民の関心と理解を深めるため、4月23日を「子ども読書の日」としてキャンペーンを行うなど、様々な取組を実施しています。

地域における読書活動については、図書館が「地域の知の拠点」として住民にとって利用しやすく、身近な施設となるための環境の整備を進めており、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に基づき、施設・設備や読み聞かせ等のサービスの充実の推進に努めています。

学校図書館の整備充実については、令和4年度から8年度までを対象とする「学校図書館図書整備等5か年計

画」を策定し、学校図書館図書標準の達成や、計画的な図書の更新、新聞の複数紙配備と学校司書の配置拡充に必要な経費として、5か年で2,400億円の地方財政措置を講じることとしています。

また、今日の図書館・学校図書館の現状や課題を把握・分析し、運営の充実に向けて「図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議」を令和6年12月より設置し、学校・家庭・地域の連携による優良事例の表彰や周知を実施するなど、社会全体を通じた読書環境の充実や、読書バリアフリー法の制定や ICT の急速な発展等の社会変化を踏まえた図書館及び学校図書館の運営やサービス等について検討を行っています。



（子ども読書の日ポスターデザイン）

② 体験活動の推進

青少年の体験活動は人づくりの「原点」であり、学校・家庭・地域など、社会総ぐるみでその機会を創出していく必要があります。文部科学省では、体験活動に関する普及啓発や調査研究の実施、教育的効果の高い自然体験活動プログラムの構築を図るとともに、民間企業が実施する優れた取組に対しての表彰事業を行い、青少年のリアルな体験活動の機会の充実を図っています。

独立行政法人国立青少年教育振興機構では、全国28か所にある国立施設において、それぞれの立地条件を生かした特色ある活動を展開し、自然体験活動や集団宿泊活動をはじめとした多様な体験活動の機会と場を提供しています。また、「子どもゆめ基金」助成事業を通じて、地域の民間団体が実施する様々な体験活動や読書活動への支援を行い、未来を担う夢を持った子供の健全育成を推進しています。

さらに、文部科学省では、令和6年7月に「国立青少年教育施設の振興方策に関する検討会」を設置し、国立施設における教育の在り方や学校利用に際しての教員の負担軽減策、民間活力の導入も含めた運営面の合理化・効率化等、今後の青少年教育の機能強化に向けた議論を進めています。

6 ともに生きる学びの推進

(1) 男女共同参画の推進

文部科学省では、「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」（令和2年12月25日閣議決定）に基づき、男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実を推進しています。

男女が共に仕事と家庭、地域における活動に参画し、活躍できるような社会の実現を目指すためには、個人の可能性を引き出すための学びが必要とされています。このため、文部科学省では、「女性の多様なチャレンジに寄り添う学びと社会参画支援事業」として、これまで女性教育関係団体、大学、企業等が連携し、キャリアアップ・キャリアチェンジを希望する女性や、組織の指導的立場としてより高度な社会参画を目指す女性を支援するための教育プログラムを開発しました。令和7年度は、これまで開発した教育プログラムを、全国の大学・女性教育団体、企業等へ紹介し、女性のキャリア形成のあり方を議論する全国シンポジウムを開催します。加えて、幼児

期の教育現場等における固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に資する取組を行うとともに、さらに、大学の教員養成課程における男女共同参画学習の充実のため、教職科目における関連科目の現状について調査研究を行うこととしています。

また、子供たちを性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないための「生命（いのち）の安全教育」に取り組んでいます。令和3年度から「生命（いのち）の安全教育推進事業」として、「生命（いのち）の安全教育」の教材等を活用した指導モデルを作成しています。さらに、動画教材や教員向け研修動画の公表を行うとともに、学校現場での実践をより後押しするため、実践事例集の公表や全国フォーラムの開催を行い、「生命（いのち）の安全教育」の全国展開を図ってきました。令和4年12月には生徒指導提要の改訂において、性犯罪・性暴力に関する対応について生徒指導の観点から整理し、課題未然防止教育として、「生命（いのち）の安全教育」を実施する旨が明記されています。令和6年度においては、授業の実施を支援する動画コンテンツも作成しました。今後も引き続き全国の学校等において「生命（いのち）の安全教育」の実施が更に推進されるよう、教育委員会等において全校実施を目指す取組の支援を行うほか、教材・指導の手引きの更なる改善を行うこととしています。

「生命（いのち）の安全教育」の教材及び指導の手引き等は、文部科学省ホームページに掲載しておりますので、積極的なご活用をお願いします。

(URL:https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html)



(2) 障害者の生涯を通じた学習活動の充実

障害者の生涯学習機会の確保を規定した「障害者の権利に関する条約」の批准や、「障害者差別解消法」の施行等を踏まえ、障害者が、生涯にわたり自らの可能性を追求できる環境や、誰もが障害の有無にかかわらず、共に学び、生きる共生社会の実現に向けて、地域における学びの場を整備・拡大することが求められています。

文部科学省では、従前より学校から社会への移行期や人生の各ステージにおける効果的な生涯学習プログラムの開発、実施体制等に関する実践研究、生涯を通じた共生社会の実現に関する調査研究に取り組み、その研究成果を普及しています。

実践研究については、特に①に重点を置く形で、令和7年度においても引き続き次の三つのメニューで障害者の生涯学習支援体制を推進してまいります。

- ① 都道府県が中心となり市区町村や大学、特別支援学校、社会福祉法人等が参画する「地域コンソーシアムによる障害者の生涯学習支援体制の構築」
- ② 市区町村と民間団体等や、生涯学習担当課と障害福祉担当課等が連携して障害者のニーズを踏まえた生涯学習プログラムを開発する「連携による新たな障害者の生涯学習モデル構築」
- ③ 大学・専門学校等への進学が困難な障害者が、学び続け学び直すことができる機会創出を目的に、高等教育機関の専門性等を活用した生涯学習プログラムを開発・実施する「高等教育機関等における障害者の移行期の学びのモデル構築」

また、上記事業実施に関する課題解決や新たに事業に着手する団体を支援するためのアドバイザー派遣事業についても、引き続き実施いたしますので、是非御活用ください。

さらに、実践研究事業の成果の普及や、障害理解の促進、実践者同士の学び合いによる担い手の育成、障害者の学びの場の拡大を目的として、令和7年度も全国各地で「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」を開催します。

令和6年度のコンファレンスの様子や、これまでの実践研究成果等は、文部科学省ホームページに随時掲載してまいりますので、是非御覧ください。

(URL:https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index.htm)



(3) 学校安全の確保

学校において児童生徒等が生き生きと活動し、安心して学べるようにするためには、児童生徒等の安全が確保されることが不可欠です。

また、児童生徒等は守られるべき対象であることにとどまらず、学校教育活動全体を通じ、自らの安全を確保することのできる基礎的な資質・能力を継続的に身に付け、自ら進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるようになることが求められます。

こうした問題意識に立ち、政府においては、令和4年度から令和8年度における学校安全に係る基本的方向性と具体的な方策を示す「第3次学校安全の推進に関する計画」(令和4年3月25日閣議決定)を策定しました。

文部科学省では、この第3次計画に基づき、令和6年度には、自然災害や不審者侵入事件等、学校の努力だけでは防止できない事案が顕在化するなど、学校安全に関する課題が複雑化・多様化している中で、実効的・持続的に安全・安心な学校づくりを進める観点から検討を行い、令和7年3月に審議のまとめとして「学校安全の推進に関する組織体制の整備と地域等との連携について」を取りまとめました。

今後とも、安全で安心な学校環境の整備や組織的な取組を引き続き支援していくとともに、安全に関する資質・能力を身に付けた児童生徒等が将来社会人となり、様々な場面で活躍することを通じて、社会全体の安全意

識の向上に寄与できるよう、安心で安全な学校づくり・社会づくりを一層推進してまいります。

なお、安全教育や安全管理に関する詳細な情報は、「学校安全ポータルサイト」に掲載しています。是非御覧ください。

(URL : <https://anzenkyouiku.mext.go.jp/>)



(4) ハンセン病に対する差別・偏見の根絶

文部科学省では、熊本地方裁判所におけるハンセン病家族国家賠償請求訴訟判決（令和元年6月28日）や「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話」（令和元年7月12日閣議決定）を踏まえ、関係省庁と連携・協力し、患者・元患者やその御家族が置かれていた境遇を踏まえた人権教育などに取り組んでいます。

省内の「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟を踏まえた人権教育推進検討チーム」では、ハンセン病の元患者やその御家族が置かれていた境遇を踏まえた人権教育を推進するため、有識者ヒアリングや関係施設の視察等を含めた検討を進め、令和3年9月に議論を踏まえた当面の取組をまとめました。

また、関係省庁間の連携の下で一体的に施策を進めるため、令和6年10月に文部科学省、厚生労働省、法務省の3省連名で教育委員会等向けに通知を発出し、厚生労働省作成のパンフレット「ハンセン病の向こう側」や法務省作成の人権啓発動画及び冊子「ハンセン病問題を知る～元患者と家族の思い～」などの資料の活用・促進を依頼しています。

加えて、独立行政法人教職員支援機構と調整し、同機構が提供する校内研修用の動画コンテンツの一環として、ハンセン病問題に係る講義動画を作成し、配信して

います。この動画は、学校でハンセン病問題にかかる教育に真摯に取り組んでこられた校長先生による講義を収録しており、学校等での校内研修等への活用を促進しております。今後とも、御家族の皆様との協議も踏まえながら、厚生労働省や法務省等の関係省庁とも連携し、ハンセン病の患者・元患者や御家族が置かれていた境遇を踏まえた人権教育を推進するための取組の一層の充実を図ってまいります。

(5) 子供の貧困対策の推進

平成26年1月の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行以降、政府は、子供の将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境の整備に努めてきたところです。

令和5年12月には「こども基本法」に基づき政府全体の子供施策の基本的な方針を定める「こども大綱」が策定されました。こども大綱においては、こどもの貧困を解消し、貧困による様々な困難をこどもたちが強いられないような社会を作るために、教育の支援等の経済的支援を進めるほか、国、地方公共団体、民間の企業・団体等の連携・協働により、こどもの貧困に対する社会の理解を促進すること等が盛り込まれています。

また、令和6年6月には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に名称が改められるとともに、目的や基本理念の充実等が盛り込まれています。

文部科学省としては、幼児教育・保育の無償化、義務教育段階の就学援助、高校生等への修学支援、大学生等への修学支援により、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減を図るとともに、高校中退を防止するための支援や高校中退後の継続的なサポートの強化、こどもが安心して多様な体験・遊びができる機会や学習する機会を確保し、必要な場合に支援につなげるための取組の促進等に引き続き、取り組んでいきます。